

長崎県環境保健研究センターにおける個人向け競争的資金等の取扱要領

平成31年3月29日 制定
令和4年 8月 1日 改定

(趣旨等)

第1条 個人向け資金の取扱いに関しては、資金事業に関する規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究代表者等 研究代表者又は研究分担者をいう。
- (2) 資金事業 国又は公益法人等が実施する競争的資金等事業をいう。
- (3) 個人向け資金 環境保健研究センター（以下「センター」という。）に所属する職員が研究代表者等として資金事業に係る研究を行うことにより当該研究代表者等に交付され、または分配される資金をいう。

(個人向け資金に係る経理等)

第2条 個人向け資金の管理及び経理の透明化及び適正化を図るため、個人向け資金の受領、管理及び経理に関する事務は、所長が行うこととする。研究代表者等は経理委任状（別紙様式1）により個人向け競争的資金等の管理及び経理に関する事務を所長に委任する。

2 所長は、前項の事務委任を承諾する際には、承諾書（別紙様式2）を研究代表者等に通知する。

3 所長は、第1項の規定により行うこととされる事務を、センターの出納員の職にある職員（以下「出納員」という。）に行わせるものとする。

4 所長は、個人向け資金を受領し、及び管理するため、資金事業に係る規程の定めに基づいて資金事業に係る研究別に所長名義の普通預金口座等を開設し、出納員に管理させるものとする。

(個人向け資金の受入れ)

第3条 所長は、個人向け資金を前条第4項の規定により開設された普通預金口座等（以下この条において「預金口座」という。）において受け入れるものとする。

(直接経費の執行及び管理)

第4条 出納員は、直接経費の執行及び管理にあたっては、資金事業に係る研究別に収支簿を備え、経費の費目別にその内容を明確にしなければならない。

2 預金により生じた利息は、直接経費と合算し研究に必要な経費に充てなければならない。

3 直接経費の執行及び管理については、本要領に定めるもののほか、長崎県財務規則（昭和39年3月24日 長崎県規則第23号）、職員の旅費に関する条例（昭和29年11月1日 条例第47号）、その他の県の規程の例による。

(取得備品の取扱い)

第5条 研究代表者等は、資金事業に係る研究のために取得した備品（以下「取得備品」という。）を原則として県に寄付するものとする。

2 資金事業の規定により、研究期間中は県へ寄付することができない取得備品については、研究完了後、速やかに県に寄付するものとする。

(研究成果の取扱い)

第6条 資金事業に係る研究の成果に関する次に掲げる権利（以下「特許権等」という。）の取扱いは、長崎県職員の職務発明等に関する規程（昭和57年11月5日長崎県訓令第10号）等の例による。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (5) 著作権

(収支事務の検査)

第7条 所長は、個人向け資金の交付を受けた年度が終了したとき及び資金事業に係る研究が終了したときは、速やかに、直接経費に係る管理及び経理事務の検査を実施しなければならない。

(口座の解約)

第8条 所長は、資金事業に係る研究が終了したときは、その研究に係る個人向け資金を受け入れた普通預金口座等を解約するものとする。

(関係書類の保存)

第9条 所長は、特に定めるもののほか、次に掲げる書類を資金事業に係る研究が終了した年度の終了後5年間保存するものとする。

- (1) 実施機関に提出した書類の写し
- (2) 実施機関から送付された書類
- (3) 研究代表者等とセンターの間で取り交わした書類
- (4) 個人向け資金の収支簿、預金通帳、関係証拠書類等の経理に関する書類

(間接経費)

第10条 間接経費については、別に定めるところにより、県の歳入歳出予算に計上し執行するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、個人向け資金の取扱いに関して必要な事項は、別途定める。

(別紙様式1)

経 理 委 任 状

年 月 日

環境保健研究センター所長 様

(研究代表者等)

科 名

職 名

氏 名

印

「長崎県環境保健研究センターにおける個人向け競争的資金等の取扱要領」第2条第1項の規定に基づき、下記の個人向け競争的研究資金の管理及び経理に関する事務を長崎県環境保健研究センター所長に委任します。

また、当該研究資金の執行にあたっては、関係ルールを遵守し、適正に執行することを誓約します。

記

- 1 調査研究課題名
- 2 個人向け競争的資金等事業名
- 3 事業団体名
- 4 補助・交付・助成金額

(注) 本書とともに、交付基準額等についての通知等交付の事実を証する書類の写しを提出すること。

(別紙様式2)

承 諾 書

年 月 日

(研究代表者等)

科 名

職 名

氏 名

様

環境保健研究センター所長

「長崎県環境保健研究センターにおける個人向け競争的資金等の取扱要領」第2条第2項の規定に基づき、下記の個人向け競争的資金等の管理及び経理に関する事務を行うことを承諾します。

記

- 1 調査研究課題名
- 2 個人向け競争的資金等事業名
- 3 事業団体名
- 4 補助・交付・助成金額